

芝中ポンプ場再構築事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	1	第1	1	(2)		事業の対象施設	事業対象施設について新設、撤去にかかわらず基本設計時の資料、図面等は公開資料として、ご提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	現存する資料において、開示可能な資料は提示します。
2	1	第1	1	(2)		事業の対象施設	新設に伴って撤去が必要な管路、機器等は事前に貴市協議の上、撤去してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	1	第1	1	(2)		事業の対象施設	工事に伴い発生する残土の排出先は、募集要項等の公表時、ご指定されますでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	1	第1	1	(2)	ア	事業の対象施設	①合流・分流汚水ポンプ棟（水処理施設までの圧送管を含む）にある水処理施設はどの施設を指すのでしょうか。	分配槽です。
5	1	第1	1	(2)	ア	事業の対象施設	撤去工事の対象となっている、1・2系最初沈殿池、汚泥ポンプ室、塩素混和池、処理水再利用施設の撤去に関して、図面提示が行われ、撤去数量についての図面との差異は別途協議事項と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです
6	1	第1	1	(2)	ア	事業の対象施設	汚泥ポンプ室の撤去において、隣接する工作室は撤去対象外となっておりますが、撤去に関して補強の有無等の留意事項があればご教示願います。	募集要項等に示します。
7	1	第1	1	(2)	ア	事業の対象施設	撤去施設が複数ございますが、撤去に関して時期、順番等の条件があるでしょうか。	募集要項等に示します。
8	1	第1	1	(2)	ア	事業の対象施設	撤去施設の中に杭基礎がある場合、杭も撤去対象でしょうか。新施設への影響がないものについては残置も可能でしょうか。	募集要項等に示します。
9	1	第1	1	(2)	ア	事業の対象施設	撤去時の鉄等のスクラップ材の処理について、発生予定数量および金額の処理方法（相殺処理）の指定等はございますでしょうか。	募集要項等に示します。
10	1	第1	1	(2)	イ	事業の対象施設	実施方針（素案）では、C棟（合流汚水・雨水ポンプ棟）、D棟（分流汚水ポンプ棟）は撤去対象となっておらず、HP上の事業概要「芝中ポンプ場再構築事業（概略図）」では撤去対象となっております。実施方針（素案）に記載のとおり、C棟、D棟の撤去に関しては事業対象外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです
11	2	第1	1	(5)		建設等JV	建設等JVの施工形態（甲型、乙型）は事業者の提案範疇でしょうか。	募集要項等に示します。
12	2	第1	1	(5)		本事業における詳細な内容	今後公表される本事業における詳細な内容に参加資格要件（経審点数、施工実績など）も含まれるのでしょうか。	参加資格要件は特にありません。
13	2	第1	1	(5)		事業概要	事業者が実施する業務範囲に、施工中の「工事監理」は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	2	第1	1	(5)	ウ	撤去設計業務	「ウ 東部浄化センター洗砂設備（既設撤去含む）」について、撤去設計業務の貴市のイメージをご教示頂けますでしょうか。設計作業ボリュームを事前に把握しておきたく、数量計上の要否、設計成果品のリスト等があれば開示頂けますでしょうか。	随時開示予定です。
15	2	第1	1	(5)	ウ	撤去設計業務	「ウ 東部浄化センター洗砂設備（既設撤去含む）」について、撤去数量の計上が必要な場合は、施設構築時の設計数量を改築履歴とともにご提示（土木・建築・機械・電気全て）頂き、撤去該当分をそこから抜粋させて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	現存する資料においては、随時開示予定です。
16	2	第1	1	(5)	エ	撤去設計業務	「エ 東部浄化センター1・2系最初沈殿池の撤去業務（設計含む）」について、撤去設計業務の貴市のイメージをご教示頂けますでしょうか。設計作業ボリュームを事前に把握しておきたく、数量計上の要否、設計成果品のリスト等があれば開示頂けますでしょうか。	No, 14の回答をご参照ください。

芝中ポンプ場再構築事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
17	2	第1	1	(5)	エ	撤去設計業務	「エ 東部浄化センター1・2系最初沈殿池の撤去業務（設計含む）」について、撤去数量の計上が必要な場合は、施設構築時の設計数量を改築履歴とともにご提示（土木・建築・機械・電気全て）頂き、撤去該当分をそこから抜粋させて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	No, 15の回答をご参照ください。
18	2	第1	1	(5)	オ	撤去設計業務	「オ 東部浄化センター汚泥ポンプ室、塩素混和池、処理水再利用施設の撤去業務（設計含む）」について、撤去設計業務の貴市のイメージをご教示頂けますでしょうか。 設計作業ボリュームを事前に把握しておきたく、数量計上の要否、設計成果品のリスト等があれば開示頂けますでしょうか。	No, 14の回答をご参照ください。
19	2	第1	1	(5)	オ	撤去設計業務	「オ 東部浄化センター汚泥ポンプ室、塩素混和池、処理水再利用施設の撤去業務（設計含む）」について、撤去数量の計上が必要な場合は、施設構築時の設計数量を改築履歴とともにご提示（土木・建築・機械・電気全て）頂き、撤去該当分をそこから抜粋させて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	No, 15の回答をご参照ください。
20	3	第1	1	(7)		事業期間	「設計・建設期間は、供用開始（令14年4月1日予定）まで7年間を想定しているが、事業者の提案により短縮も可能である。」とありますが、短縮期間に制約は無く、供用開始が早いことが望ましいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	3	第1	1	(7)		事業期間	「設計・建設期間は、供用開始（令和14年4月1日予定）まで7年間を想定しているが、事業者の提案により短縮も可能である」とありますが、完成・引渡し時期も早まると考えてよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	3	第1	1	(7)		事業期間	設計期間ならびに建設期間において、対象施設によって別途厳守すべき期間が設定されている施設がございますでしょうか。	ありません。
23	3	第1	1	(7)		事業期間	設計・建設期間は、7年間を想定されていますが、週休二日を考慮されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	3	第1	1	(7)		設計業務完了の期限及び建設業務開始の期限	設計・建設期間の記載がありますが、設計業務完了の期限及び建設業務開始の期限については制約がなく、事業者提案の事業工程によると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	3	第1	1	(8)		事業者の収入	設計・建設期間は、7年間を想定されていますが、完成・引渡し時期が早められた場合、その時点で残額が全て支払われると考えてよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	3	第1	1	(8)		事業者の収入	<ul style="list-style-type: none"> 「市は、建設等JV に対して、対象施設の設計・建設業務に係る対価（撤去設計及び撤去業務に対する対価を含む。以下同じ。）を市が指定する年度あたりの上限額の範囲内で支払うものとする」とあります。 通常の御市発注工事と同様、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を条件に設計・建設業務に係る対価の一部を前払金として支出していただけないでしょうか。 前払金を支出することによって、事業者にとっては資金調達がより容易になることから、本事業の適正な施工の確保が期待されるものと思われます。 また、御市におかれましては、通常の前払金4割に加え、2割の前払金が支出できる中間前払制度も採用されておりますので、あわせて中間前払金の支出もご検討いただきますようお願いいたします。 	本事業においては、工事代金の一部を前払い金として支出することを想定しております。詳細は、建設工事請負契約書（案）に示します
27	3	第1	1	(8)		事業者の収入	インフレスライド協議に関して、協議に用いる物指標をご教示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
28	3	第1	1	(8)		事業者の収入	インフレスライド協議の基準日は、提案図書の提出期限との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。

芝中ポンプ場再構築事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
29	3	第1	1	(8)		交付金制度の活用についての協力	「建設等JVは、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこと。」とありますが、協力範囲としては設計・建設業務で作成・検討する資料の提供を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。交付金の申請に必要な設計図書、工事図面、参考資料等の作成を想定しています。
30	4	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	別途現地見学会が予定されていると考えていますが、1度の見学だけでは十分な調査、確認ができないことが考えられるため、複数回の実施をお願いできないでしょうか。 （例えば、1回目：要求水準書（案）の公表後、2回目：募集要項等の公表後、あるいは、募集要項等の公表後に複数回実施等）	現地見学については、期間を設けず随時対応します。 なお、事前に日程調整が必要となります。
31	4	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	募集要項等の公表後に【質問－回答】のやり取りを複数回実施していただけないでしょうか。	複数回は考えておりません。
32	4	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	スケジュールに現地確認会が記載されておりませんが、実施時期をご教示頂けますでしょうか。また、現地確認会は複数回実施頂くことは可能でしょうか。	No. 30の回答をご参照ください。
33	4	第2	2			募集及び選定スケジュール（予定）	スケジュールについて、当初ホームページ上に公表されていたスケジュールから後ろ倒しになっているかと存じますが、「提案書類の提出期限」は変更になっていないため、「提案書類の提出期限」も後ろ倒しにして頂けませんでしょうか。	現時点で、変更は考えておりません。
34	4	第2	2			スケジュール	宇部市HPには「令和6年2月に実施方針の公表」が公表されていますが、表1には「実施方針の公表」について記載がありません。実施方針の公表は前述のスケジュールを予定されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	4	第2	3	(1)		応募者の構成	建設等JVの形態については、甲型・乙型どちらの形態でも構わないという認識で宜しいでしょうか。	No. 11の回答をご参照ください。
36	4	第2	3	(1)	ア	建設等JV	建設等JVの「甲型or乙型」については応募者の任意で設定できるという理解でよいでしょうか。	No. 11の回答をご参照ください。
37	4	第2	3	(1)	ア	建設等JV	建設等JVの組成に関して、宇部市特定建設工事共同企業体取扱要領に準拠しなくてよいという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	5	第2	3	(1)	カ	応募者の構成	「代表企業及び建設JV構成員の変更は認めない。ただし、建設JV構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。」とありますが、代表企業の変更は、理由にかかわらず認めないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	6	第2	3	(2)	サ	建設等JV構成員に共通の参加資格	「建設JV構成員の少なくとも3社は、宇部市内に本店が所在する法人であること。」とありますが、本事業において担当する工事の種類（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事）は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	6	第2	3	(2)	サ	建設等JV構成員に共通の参加資格	JV構成員の少なくとも3社は、宇部市内に本店がある法人であり、特定建設業の許可を受けていることとありますが、山口県知事の許可でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	6	第2	3	(2)	サ	建設等JV構成員	宇部市内に本店を有する建設等JV構成員が担当する工事の種類は応募者の任意であるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	6	第2	3	(2)	サ	建設等JV構成員	宇部市内に本店が所在する法人3社については、工種の制限は求めないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	6	第2	3	(2)	サ	建設等JV構成員に共通の参加資格	宇部市内に本店が所在する法人がJV構成員として3社以上必要であるとありますが、工種の特定はなく、同工種でも良いという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

芝中ポンプ場再構築事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
44	6	第2	3	(3)		建設等JV構成員	建設等JV構成員数は事業者の提案範疇でしょうか。	ご理解のとおりです。
45	6	第2	3	(3)		建設等JV構成員	配置技術者については参加資格は求めないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	6	第2	3	(3)		建設等JV構成員の分野別参加資格	参加資格要件として、経審の点数や施工実績等は必要となりますでしょうか。必要となる場合、今後どの段階で公表いただけるでしょうか。	必要ありません。
47	6	第2	3	(3)	イ	建設企業	建設企業の施工実績は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	7	第2	4	(1)		事業者選定委員会	「本事業に応募しようとする者や・・・接触を試みた場合は、本事業の応募参加資格を失う。」とありますが、ここでいう接触とは本再構築事業に関する接触にという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。当事業以外の業務の接触については問題ありません。
49	7	第2	4	(2)		審査方法	応募者が1Grの場合でも、審査は中止せずに続行されるという理解でよいでしょうか。	不測の事態により応募者が1グループとなった場合は、延期の可能性がります。
50	7	第2	4	(4)		優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	応募者が1者（単独企業または応募グループ）であることだけを理由として、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことはございますでしょうか。	No. 49の回答をご参照ください。
51	7	第2	4	(6)		競争的対話の実施	競争的対話の実施回数をご教示いただけませんか。	2～3回程度を予定しています。
52	8	第2	4	(7)	ウ	著作権	「市が・・・必要と判断した場合は、無償で使用できるものとする」とありますが、応募者の提出書類（提案書等）には応募者の技術的ノウハウ等が含まれるため、公表する場合は、事前に応募者に確認した上で応募者が了承した範囲のみ公表できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	8	第2	4	(7)	ウ	著作権	「市が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合は、無償で使用できるものとする。」と記載されておりますが、実際にご使用いただく際には、事業者へ事前の確認をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	9	第3	1			基本的な考え方	「本施設の対象施設の設計・建設の責任は、原則として事業者が追うもの」とありますが、別紙1「リスク分担に関する基本的な考え方」との齟齬を避けるために削除頂きたい。	原則論を記載しておりますので、変更する予定はありません
55	9	第3	2	(1)		契約保証金の納付等	・「市は、建設工事請負契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、請負契約の保証を定めることを予定している。契約保証金は、契約金額の100分の10以上を納付するものとする」とありますが、これは、宇部市工事請負契約約款第4条に定める「契約の保証」に準じた手続きが必要になるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の契約保証も認められるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	13	第4	2	(3)		業務概要	A棟設備増設に伴う躯体および基礎の補強は業務に含まれないということでしょうか。	募集要項等に示します。
57	17	別紙1			6	リスク分担に関する基本的な考え方	「本事業に直接影響を与える法令等」以外の法令等とは、具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。	事業者で判断するものと考えます。

芝中ポンプ場再構築事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
58	17	別紙 1			6	リスク分担に関する基本的な考え方	法令等の新設、変更は事業者側でコントロール出来るものではありませんので、双方協議のうえ対応が必要と判断したものは、市が負担して頂き、対応不要と判断されたものに付きましては、事業として対応しない。という様にして頂くべきと考えますがいかがでしょうか。	本事業に直接影響を与える法令等以外の新設・変更を市が負担する理由はありませんので、変更することは考えておりません。
59	17	別紙 1			8	許認可	事業者が取得すべき許認可について、近隣（漁協等）も含めてご提示いただけないでしょうか。	提案内容により事業者が判断するものと考えております。
60	17	別紙 1			8	リスク分担に関する基本的な考え方	事業者の責によらない許認可の遅延については、市と事業者間での協議として頂きたい。	変更することは考えておりません。
61	17	別紙 1			11	税制度-その他税金に関するもの	（注2）事由発生時に、市と事業者間の協議で、対応及び費用負担等を決定する。とありますが、どのように解釈すればよいでしょうか。	費用負担が生じた場合などに、税制度の趣旨を鑑み、負担者を決定するものです。
62	17	別紙 1			13	住民対応	本事業の内容について、住民説明は実施されておりますでしょうか。また、本事業に関して住民要望等はありませんでしょうか。	住民説明会は行っていません。
63	17	別紙 1			14	リスク分担に関する基本的な考え方	事業者が行う業務に関する事業者負担について、その内容によっては市との協議の場を設けて頂きたい。	変更することは考えておりません。
64	17	別紙 1			17	リスク分担に関する基本的な考え方	新設で築造する施設に関する条項と理解しています。宜しいでしょうか？	本事業範囲全てが対象と考えております。
65	17	別紙 1			17	第三者賠償	「施設の契約不適合による事故によるもの」とありますが、施設というのは今回の設計・建設業務対象施設という理解でよろしいでしょうか。その理解で良ければ、対象施設以外の施設に関する事項は貴市の分担として、明記頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。 今回対象施設以外の施設については、明記せずとも分かると思います。
66	17	別紙 1			18	リスク分担に関する基本的な考え方	大雨に関連するリスク分担に関する基本的な考え方についてお教えてください。本事業の参画判断に影響するため、ご回答をお願い申し上げます。	「計画降雨量以上の降雨」と考えます。
67	17	別紙 1			18	別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	「第三者賠償」について、「計画降雨以上の降雨によって生じるもの」とありますが、計画降雨量は今後示していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	17	別紙 1			19	第三者賠償	不明水については不可抗力として扱われるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	17	別紙 1			20	物価変更	（注4）一定範囲については事業者が負うが、それを超過した場合には、市も負担する。とありますが、一定範囲について具体的に明示願います。	募集要項等に示します。
70	17	別紙 1			20	リスク分担に関する基本的な考え方	物価変動に伴うスライド条項については、一定の範囲（≒変動幅）と併せて見直し頻度についても定義いただきたい。	募集要項等に示します。
71	17	別紙 1			21	金利	金利変動については、事業者での対応が困難であるため、貴市の分担として頂けないでしょうか。	変更することは考えておりません。
72	17	別紙 1			22	資金調達	事業に必要な資金調達は貴市の分担であり、それに関するリスク分担も付随すると考えますので、貴市の分担として頂けないでしょうか。	変更することは考えておりません。
73	17	別紙 1			23	別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	「事業の中止・延期」について、議会の予算承認などに起因する場合は、市の帰責事由として考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

芝中ポンプ場再構築事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
74	17	別紙 1			24	事業の中止・延期	「上記以外によるもの」は事業者負担となっておりますが、市の帰責事由によるもの以外の全てリスクを事業者では負担できないため、事業者帰責事由によるもののみ事業者負担として頂けないでしょうか。	変更することは考えておりません。
75	17	別紙 1			24	事業の中止・延期	市の帰責事由以外で事業者の帰責事由にもよらないものについては、協議事項としていただけないでしょうか。	変更することは考えておりません。
76	17	別紙 1			24	リスク分担に関する基本的な考え方	事業者の責によらない事業の中止・延期については、市と事業者間での協議として頂きたい。	変更することは考えておりません。
77	17	別紙 1			24	別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	「事業の中止・延期」について、市の帰責事由によるもの以外は、事業者のリスクとなっているが、不可抗力事由による場合は本項ではなく、不可抗力の項目の定めによって判断されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	17	別紙 1			24- 54	別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	「No. 24事業の中止・延期、No. 38計画変更、No. 42設計完了遅延、No. 44設計用増大、No. 52工事費用の増大、No. 54建設の遅延及び未完」のリスクにおいて、リスクの内容「上記以外の・・・」が事業者負担となっておりますが、リスクの内容を「事業者の帰責事由による・・・」と修正していただけないでしょうか。	変更することは考えておりません。
79	17	別紙 1			24- 54	リスク分担に関する基本的な考え方 No24, No36, No38, No42, No44, No52, No54	事業者が過度なリスク費を見込むことで事業費が高騰することを避けるため、「上記以外」ではなく、「事業者の責に起因する」としていただけないでしょうか。	変更することは考えておりません。
80	18	別紙 1			29	不可抗力	（注6）不可抗力により、市に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。とありますが、一定の金額について具体的に明示願います。	建設工事請負契約書（案）に示します。
81	18	別紙 1			29	不可抗力	事業者の管理業務の過失により発生した場合を除き、市側が負担するとの記載ですが、事業者側にも「一定の金額までを事業者の負担」とあります。事業者の管理業務の過失による場合以外の不可抗力のリスク負担は市側と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	18	別紙 1			32	安全確保	設計・建設等における安全性の確保は事業者負担となっておりますが、当初条件等が変更した場合、管理者の指導等により交通誘導員の増員が必要になった場合でもすべて事業者負担でしょうか。	当初条件の変更原因を鑑み、協議事項とします。
83	18	別紙 1			34	調査・測量	詳細設計時に追加で地質調査を行い、発注者の提示条件と異なり、地質や支持層の見直しが必要になった場合のリスクは、市負担と考えて宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、提案内容によっては協議事項となります。
84	18	別紙 1			34	調査・測量	土質の状況（地質調査報告書等）の公表はいつ行われる予定でしょうか。	準備できた時点で、随時公表する予定です。
85	18	別紙 1			37	リスク分担に関する基本的な考え方	市の帰責事由には、法令リスク（No.5 No.6）や外部環境の変更に対するものも含むと考えています。宜しいでしょうか？	No.6以外はご理解のとおりです
86	18	別紙 1			38	計画変更	「上記以外の計画変更」は事業者負担となっておりますが、市の帰責事由によるもの以外の全てリスクを事業者では負担できないため、事業者帰責事由によるもののみ事業者負担として頂けないでしょうか。	変更することは考えておりません。
87	18	別紙 1			42	設計完了遅延	「上記以外のもの」は事業者負担となっておりますが、市の帰責事由によるもの以外の全てリスクを事業者では負担できないため、事業者帰責事由によるもののみ事業者負担として頂けないでしょうか。	変更することは考えておりません。

芝中ポンプ場再構築事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
88	18	別紙1			44	設計費用増大	「上記以外のもの」は事業者負担となっておりますが、市の帰責事由によるもの以外の全てリスクを事業者では負担できないため、事業者帰責事由によるもののみ事業者負担として頂けないでしょうか。	変更することは考えておりません。
89	18	別紙1			47	土壌汚染	（注7）募集要項等から合理的に推察できるものは除く。とありますが、合理的とはどのように解釈すればよろしいでしょうか。	社会通念上、通常であれば想定できるはずの範囲を意味します
90	18	別紙1			47～49	土壌汚染、地中埋設物、環境汚染物質	土壌汚染・地中埋設物・環境汚染物質に起因する費用増大等のリスクは、「募集要項等から合理的に推察できるものは除く」とありますが、既存の調査結果があり、資料が開示されるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	19	別紙1			49	環境汚染物質	撤去する対象施設においてPCB、アスベストの有無が確認できている施設はございますでしょうか。また、PCBの保管場所の指定はございますでしょうか。	現時点では、PCBについては処分済です。アスベストについては募集要項等に示します。
92	19	別紙1			49	環境汚染物質	（注7）募集要項等から合理的に推察できるものは除く。とありますが、合理的とはどのように解釈すればよろしいでしょうか。	No. 89の回答をご参照ください。
93	19	別紙1			49	別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	「環境汚染物質」について、東部浄化センター汚泥ポンプ室、処理水再利用施設のアスベスト調査は実施されていますでしょうか。	募集要項等に示します。
94	19	別紙1			50	別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	「市発注の建設工事」について、東部浄化センター汚泥ポンプ室、処理水再利用施設のアスベスト調査は実施されていますでしょうか。	募集要項等に示します。
95	19	別紙1			50	市発注の建設工事	当事業と関連の高い工事があれば他工事の事業スケジュール提供をお願い致します。（1,2系反応タンク・最終沈殿池の撤去工事、合流・分流污水管撤去工事、C, D等撤去工事等）	募集要項等に示します。
96	19	別紙1			50	市発注の建設工事	場内の別工事において、工程遅延が生じ本事業に影響が出た場合、工期の延期は検討いただけるでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	19	別紙1			50	市発注の建設工事	「市が別途発注する建設工事に係る設計・施工等が遅延した場合において、事業者が行う建設工事の遅延・未完・費用の増大」とありますが、本事業と干渉する貴市からの別途発注工事について詳細をご教示頂けますでしょうか。	募集要項等に示します。
98	19	別紙1			56	別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	「維持管理」について、「試運転、引渡性能試験結果を踏まえ、維持管理費・修繕費等、各種経費増加」のリスクが事業者負担となっておりますが、本事業はDB事業であるため、これらのリスクは市の負担ではないでしょうか。	事業者の帰責事由により、試運転、引渡性能試験結果によって手直し等が生じた場合において、これらの手直し及び再試験等に要する期間における既設運転に係る維持管理費・修繕費等の各種経費増加を想定しています。工事の瑕疵担保については、別途、工事請負契約書（案）に示します。
99	19	別紙1			56	別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	「維持管理」について、本案件は維持管理業務を含まれないが、本項の言う維持管理等の増加というのは建設目的物の要件水準未達など契約不適合の結果によるものを指しているのか、それともほかの何か保証を求めるものでしょうか。	No. 98の回答をご参照ください。
100	19	別紙1			56	別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	「維持管理」について、維持管理費・修繕費等、各種経費増加のリスク負担者が事業者となっておりますが、想定する内容と適用期間を具体的にご教示いただけないでしょうか。	No. 98の回答をご参照ください。
101	19	別紙1			56	リスク分担に関する基本的な考え方 No56	試運転、引渡性能試験結果を踏まえた維持管理費・修繕費等、各種経費増加については、性能リスクの要求水準不適合に含まれると考えられます。このリスクとの違いや具体的に想定されている事象等がありましたらご回答をお願い申し上げます。本項目については可能であれば削除していただければ幸いです。	No. 98の回答をご参照ください。

芝中ポンプ場再構築事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
102	19	別紙 1			56	維持管理	「試運転、引渡性能試験結果を踏まえ、維持管理費・修繕費等、各種経費増加」とありますが、「試運転、引渡性能試験結果が事業者に起因する不備であった場合の、維持管理費・修繕費等、各種経費増加」という理解でよろしいでしょうか。その理解で良ければ、内容を修正頂けますでしょうか。	No. 98の回答をご参照ください。
103	19	別紙 1			56	維持管理	本事業は施設整備のみで維持管理業務は含まれていないので、維持管理費・修繕費等のコスト増のリスクは事業者の責にはならないのではないのでしょうか。No. 56の項目削除をお願いいたします。	No. 98の回答をご参照ください。
104	19	別紙 1			56	リスク分担に関する基本的な考え方	試運転、引渡性能試験を踏まえて、要求水準を満たしていると判断された後の各種経費増加については事業者の負担とは依り難いと考えますが、どのようなものを想定されているのでしょうか。	No. 98の回答をご参照ください。
105	19	別紙 1				別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	注4で「一定範囲については・・・、それを超過した場合には・・・」とありますが、「一定範囲」の具体的な数値等は募集要項等で明示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
106	19	別紙 1				別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	注6で「・・・一定の金額までを・・・、それを超えるものについては・・・」とありますが、「一定の金額」の具体的な数値等は募集要項等で明示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
107	20	別紙 2				全体平面図	2023年10月31日現在、貴市ホームページの「事業概要」に掲載されている芝中ポンプ場再構築事業（概略図）（PDF 982.5KB）と事業範囲が違いますが、本実施方針（素案）の別紙2が正しいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
108	20	別紙 2				全体平面図	東部浄化センターに新設する導水管は、管理棟を貫通させ、既設の管廊に配管することを想定している計画でしょうか。その場合、管理棟の壁を一部撤去する必要がありますが、耐震診断上問題ないという認識でしょうか。	募集要項等に示します。
109	20	別紙 2				全体平面図	東部浄化センターに新設する導水管は、3,4系水処理施設近傍で、折れ曲がり隣接する幹線道路に埋設される計画でしょうか。	ご理解のとおりです。